

港区保育室

だいにせいなんほいくしつ

第二青南保育室

入園のしおり

(兼 重要事項説明書)

Dai2 Seinan Hoikushitsu

Guide Book



令和7年度

児 童 憲 章（抜粋）

児童は、人として尊ばれる。

児童は社会の一員として重んぜられる。

児童はよい環境の中で育てられる。

児 童 福 祉 法（抜粋）

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されることが、その生活を保障されることが、愛され、保護されることが、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保証される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

保育園とは

ご家庭でお子さんを保育できない場合に、保護者に代わって保育し、養護と教育を一体的に行う児童福祉施設です。生後3ヶ月（産休明け保育を行っている園もあります。）をすぎた翌月の1日から小学校就学までのお子さんをお預かりしています。保育所保育指針や全体的な計画に基づいて一人ひとりのお子さんの個性を大切にするとともに、集団生活を通して心身ともに健全で調和のとれた豊かな人間性を身に付けられるようにします。

<保育所保育指針>

厚生労働大臣より、保育所における保育の内容やこれに関する運営等について定め、すべての子どもの最善の利益をまもるための一定の水準を定めた法令として制定。

（平成二十九年三月三十一日厚生労働省告示第百十七号 平成三十年四月一日から適用）

<全体的な計画>

保育園の保育方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して総合的に展開されるよう長期的な視点でたてられた計画。

目次

1 保育園（保育室）の概要	P 4
2 嘱託医	P 7
3 開園日及び休園日	P 7
4 開園時間・保育時間について	P 7
5 利用者負担金	P 8
6 利用の変更及び終了について	P 8
7 保育の提供にあたり	P 8
8 職員の資質の向上にむけて	P 9
9 個人情報に関する事項	P 9
10 保育業務支援システム「コドモン」について	P 11
11 保育園での冷凍母乳の取扱いについて	P 11
12 特別事業	P 11
13 臨時休園について	P 12
14 注意事項	P 13
15 ご意見・ご要望・苦情等に関する相談窓口	P 14
16 登降園管理システムの利用方法	P 15
17 全体的な計画	P 17
18 保育園の主な行事	P 18
19 保育園の一日	P 18
20 持ち物 0・1・2歳児	P 20
21 持ち物 3・4・5歳児	P 22
22 お散歩マップ	P 25
23 緊急時・非常災害対応	P 26
24 給食	P 29
25 健康管理	P 32
保育園での与薬について	P 37
登園届	P 38
26 利用者に対する保険・保障について	P 41
27 指定管理(委託)会社の概要他	P 42

☆現在、港区が設置している保育施設には、次のものがあります

- | | |
|-----------|--|
| ○区立認可保育園 | 国が定めた設置基準を満たし、都道府県知事に認可された施設 |
| | ●港区が設置・運営を行っている施設 |
| | ●港区が設置・指定管理者が運営を行っている施設 |
| ○区立認定こども園 | 幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持った施設 |
| | ●港区が設置・指定管理者が運営を行っている施設 |
| ○港区保育室 | 港区の独自設置のため、認可は受けませんが、入園の決定・
保育料・保育内容は区立認可保育園と同様 |
| | ●区が設置し運営を委託している施設 |

港区第二青南保育室

(開設日 平成 27 年 8 月 1 日)

住所 〒107-0062 港区 南青山 4-19-5

TEL 03-5770-5366 FAX 03-3478-3278

○港区が独自に設置し、運営を委託している施設です。

<委託先>

株式会社アソシエ・インターナショナル 代表 須郷 達也

住所 東京都目黒区目黒 3-11-3 AI ビル 3 階

TEL 0120-73-3935 (フリーダイヤル)

03-3711-3900

FAX 03-3711-3901

e-mail info@associe-international.co.jp

保育理念・保育方針

アソシエの約束

子ども

子ども一人ひとりの心に寄り添い、
生きるよろこびと生きる力を育む。

保護者

楽しくも大変な子育ての負担を理解し、
「ホッ」とできる空間とサービスを提供する。

社員

チームアソシエとして一人ひとりが力を発揮し、
いきいき働きつづけられる環境をみんなでつくる。

地域・社会

感謝の気持ちを持って地域の方たちとの
つながりを大切にし、共に育ち合う。

保育目標

- 生き生きと遊ぶ子ども
- 思いやりのある子ども
- たくましくて丈夫な子ども
- 自分で考えて行動する子ども

保育室の概要

(1) 入所児童定員

年齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	定員
組名	ひよこ組	うさぎ組	ぞう組	らいおん組	こあら組	ぱんだ組	計
児童定員	3 名	10 名	12 名	20 名	27 名	25 名	97 名

(2) 職員の職種及び定数

園長	保育士 (副園長、主任含む)	看護師	保育員 (非常勤)	栄養士・調理員	清掃 (委託)
1 名	16 名	1 名	3 名	3 名	1 名

＊港区の職員配置基準に基づいています。

<各職種の勤務体系>

園長 正規勤務時間 8時30分～17時30分

保育士 正規勤務時間 7時00分～20時30分

看護師 正規勤務時間 8時30分～17時30分

栄養士・調理員 正規勤務時間 8時00分～17時30分

＊ローテーションにより、各職員の勤務日、時間帯は異なります。

＊職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

(下記の業務は委託しています。)

業種名	委託会社	所在地
清 掃	株式会社エーワン	東京都品川区西五反田 7-22-2TOC ビル 4 階

(3) 施設・設備

<施設>

敷地	敷地全体	922.22 m ²	園舎	構造規模	軽量鉄骨造り 2階建て
				基礎	鉄筋 コンクリート
				延べ面積	994.68 m ²

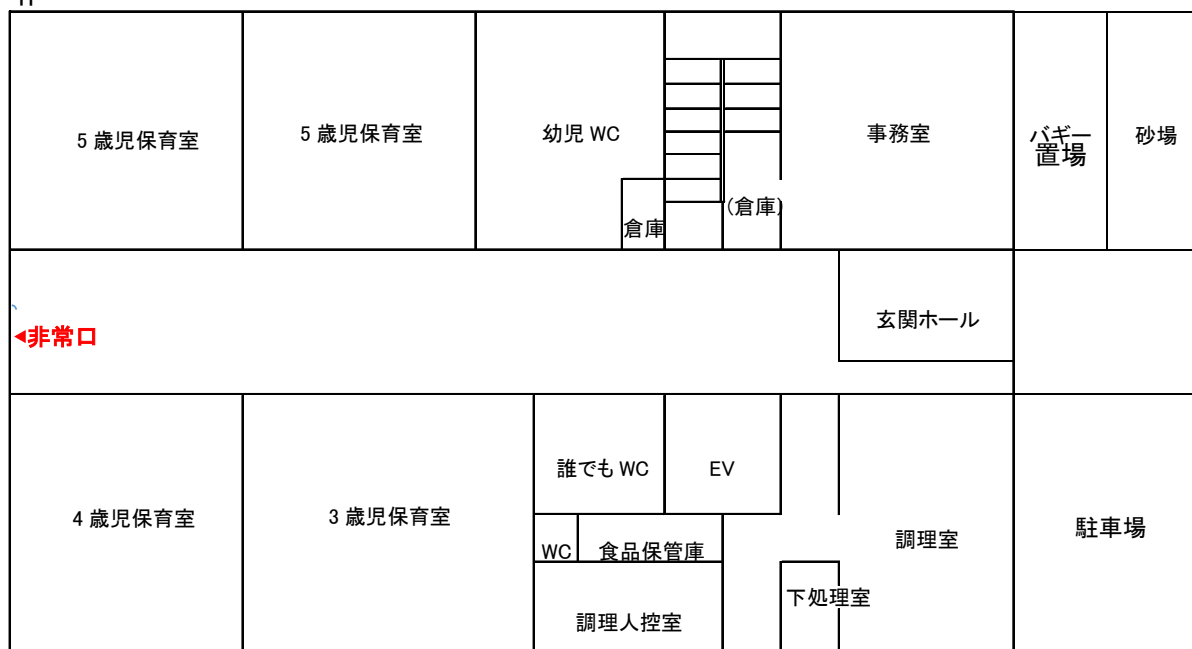
<主な施設内容>

内容	部屋数	備考
乳児室	1室	ひよこ組（0歳児クラス）
保育室	7室	うさぎ組（1歳児クラス）ぞう組（2歳児クラス） らいおん組（3歳児クラス）、 こあら組（4歳児クラス）、ぱんだ組（5歳児クラス） ぱんだ組（5歳児クラス）、フリー室
遊戯室	1室	運動遊び室
調理室	1室	調理員休憩室・トイレを含む
トイレ	3室	地下、1階、2階
洗濯室	1室	2階 洗濯、乾燥、家事室
教材室	2室	1階、2階
職員休養室	1室	休憩室兼ロッカー室
事務室	1室	事務

*保育室の広さ等は、国、都及び港区の基準に基づいています。

<園舎図>

1F



2F



2 嘱託医 <当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています>

(1) 内科医

医療機関の名称	南青山おおつかクリニック(小児科・内科・消化器科)
医院長名	大塚 伸行
所在地	港区南青山 4-9-17
電話番号	03-5786-3288

(2) 歯科医

医療機関の名称	表参道HAKUデンタルクリニック
医院長名	白 京大
所在地	港区北青山 3-6-20-5F
電話番号	03-6418-6198

3 開園日及び休園日

開園日 月曜日から土曜日

休園日 日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

4 開園時間・保育時間について

7時15分～20時15分(土曜日は18時15分)

(1) 保育標準時間認定による保育時間

7時15分～18時15分までの範囲内で保育を必要とする時間となります。

(就労証明書にて提出されている時間に通勤時間を加えた時間やその他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに決定します。)

なお、保護者がお休みの場合の保育は基本保育時間(9時～17時)となります。

(2) 保育短時間認定による保育時間

月曜日から金曜日の9時～17時までの間で最長8時間となります。この保育時間以外に保育を利用した場合には、別途延長保育料が必要となります。

(3) 延長保育(保育標準時間認定の方が対象です。)

満1歳の誕生日を迎えたお子さん(完了食になってから)を対象として、保育標準時間認定の時間を超えた、延長保育を実施しています。

*実施日時 月曜日から金曜日まで18時16分～20時15分

*申込みは、当日受け入れ時、または急遽延長保育が必要になった場合には17時までお電話で受け付けています。

*1時間単位で別途料金がかかります。

*キャンセルの場合には当日17時までに連絡が必要です。

P16 「登降園管理システムの利用方法について」 参照

(5) 土曜保育（7時15分～18時15分）

土曜日に保護者が就労のために保育が困難な場合、園で保育を行います。勤務形態が恒常的に土曜勤務の方で、すでに就労証明書を区へ提出されている方以外は、原則、事前に土曜就労証明書の提出が必要になります。

(6) 慣れ保育について

入園直後の保育時間は、お子さんや保護者の負担を軽くし、集団生活に無理なく慣れるよう、短い時間から始めます。

5 利用者負担金

(1) 保育料は、世帯の区市町村民税所得割課税額及び保育の必要量と児童のクラス年齢により決定します。

区立保育園、区立認定こども園及び港区保育室に通う3～5歳児クラスのお子さんについては給食費を、0～2歳児クラスのお子さんは保育料（給食費を含む）を負担していただきます。

多子世帯等の保育料（給食費）負担の軽減措置があります。

(2) 延長保育料

保育料（給食費）や支払方法については、月末締め翌月集金袋にて現金でのお支払いになります。

6 利用の変更及び終了について

(1) 変更

保護者の就労状況の変更や転居など、また転園・休園の場合には、保育園とお住まいを管轄している各地区総合支所へ書類の提出等が必要になります。早めにまずは園にお知らせください。（各書類は当園にもありますが、港区公式ホームページからダウンロードもできます。）

(2) 終了

当園は以下の場合には保育の提供を終了いたします。

① 小学校へ入学したとき。

② 幼稚園やインターナショナルスクール・企業主導型保育事業所等に入園するとき。（併用はできません）

③ 退職等により家庭で保育できるようになったとき。

④ 区外に転出し、区内に勤務地がないとき。

⑤ 3か月を超えて保育園を休むとき。

⑥ そのほか、利用の継続について重大な支障、困難が生じたとき。

お住まいを管轄している各地区総合支所へ届出が必要となります。

7 保育の提供にあたり

・保育園では養護と教育を一体的に進めていきます。

（養護とは）子どもが心身ともに心地よいと感じる環境を整え、子ども自身が主体的に育つことを助けることです。

（教育とは）知識を伝えることだけではなく、「感じる・探る・気づく」といった子どもの興味関心を引き出すことです。

- ・保育の提供に当たっては、保育所保育指針、全体的な計画（P 17 参照）をもとに、子どもの発達を見通した長期的な指導計画（年間・月）と、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的（週・日）な指導計画を作成し、それに沿った保育を実施していきます。
- ・一人一人の違いを大切にし、子ども自身の生活する姿や発想を大切にして適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにします。
- ・一日の生活リズムや在園時間の異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と開放感等の調和を図るよう配慮します。
- ・長時間の保育については、保育の内容や方法、環境などに十分配慮し、家庭との連携を密に図っていきます。
- ・日々の生活や遊びからの学びを中心とした教育を行います。
- ・多様な文化や価値を背景にもつ子ども及び保護者が安心して園生活が送れるよう、それぞれの文化の多様性を尊重し、柔軟な対応、配慮を行います。また異なる文化に触れる機会を大切にし、文化の多様性に気づき、興味や関心を高めていくことができるよう適切に援助していきます。
- ・乳児保育は、愛情豊かに、応答的に行われることが特に必要であることから、この時期の発達の特性を踏まえ、身体的発達に関する視点（健やかにのびのび育つ）、社会的発達に関する視点（身近な人と気持ちを通じ合う）、精神的発達に関する視点（身近なものに関わり感性が育つ）の3つの視点で保育を構成しています。
- ・幼児クラスでは「小学校入学前教育カリキュラム」に沿ったカリキュラムを推進し、小学校へ円滑に接続ができるようにしていきます。また、近隣の幼稚園・小学校と積極的に連携を図っていきます。
- ・保育園における新型コロナウイルス感染症対策については、「港区立保育園・認定こども園運営ガイドライン」に基づいて行っています。

8 職員の資質の向上にむけて

- ・保育の計画（Plan）、実践（Do）、評価（Check）、改善（Action）というPDCAにより、保育を見直し、質の向上を図ります。
- ・保育園職員は、毎年の自己評価に基づく課題等を踏まえ、園内外の専門的な研修や区の研修を通して自己研鑽に努めます。
- ・保育園では定期的に外部による第三者評価を受け、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めています。
- ・保育園のすべての職員に対して、子どもに対する不当な行為を禁止しています。国籍、信条等による差別的な扱い、心身に有害な影響を与える行為、身体的苦痛や子どもの人格を辱めるなど不当な行為から子どもを守り支えるために、「子どもの人権」の研修などを通して理解と知識を深めています。また、虐待の早期発見、通告義務も課せられており、港区子ども家庭支援センターと常に連携しています。

9 個人情報保護に関する事項

保護者の方から入園に関して保育園に提出していただく個人情報が含まれる書類につきましては「港区個人情報保護条例」に基づき適切に管理します。

- (1) 個人情報の使用に際しては、情報主体の方の安全に留意すると共に、その意見を尊重し、個人情報を適切に取り扱います。その上でお子さんの園生活において、必要

に応じ使用します。具体的な使用は次のとおりです

- ① 生活において、子どもが必要とする箇所(ロッカー・フック・靴箱等)や個人で使用する物(連絡帳、名札等)に名前や写真を掲示・記載します。
 - ② 誕生児紹介・子どもの作品には名前や写真を使用します。
 - ③ 行事や園での様子紹介、園便り、手紙などに、名前や写真を使用することがあります。
 - ④ 保育の記録として使用します。
- (2) 休日保育、年末保育を利用する場合、他の保育園へ転園する場合、及びお子さんの兄弟姉妹が別の施設に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整や情報の提供を行います。
- (3) 保育園から小学校への「保育所児童保育要録」の送付について
保育所保育指針により「すべての保育所入所児童について、就学の際に保育園から就学小学校へ、子どもの育ちを支える資料を『保育所児童保育要録』として送付すること」と定められています。園は年長児（5歳児クラス）の子どもについて「保育所児童保育要録」を作成し、就学先の小学校へ送付します。
- (4) 緊急時において、病院その他の機関に対して必要な情報提供を行います。
- (5) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第15条に基づく積極的疫学調査を行う場合に名前や連絡先を使用します。この調査は、保健所等の行政機関が、感染症の発生した周辺状況等の情報等を収集するとともに、感染経路及び感染源等を推定し感染拡大の防止に役立てるもので、名簿作成により濃厚接触者を特定し、その対象が適切に検査や医療につながるすることができます。
- (6) 職員の守秘義務について
職員または職員であった者は、業務上知りえた園児及びその家族に関する個人情報及び秘密事項について、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除き、第三者に対し漏らすことのないよう、守秘義務が課せられています。在職の全職員については、年1回以上の研修を通して意識の強化を図っています。また、非常勤職員、実習生、ボランティアなどに対しては、誓約書において確認しています。
- (7) 保育園での写真の撮影や情報管理について
- ① 保育園では、日常の遊びや生活の様子などの記録写真を撮影しています。
 - ② 写真は保育の記録や日常の様子を紹介する以外に、研修に利用する場合があります。
 - ③ 保育参観・保育参加では、写真（動画）撮影をお断りしています。お子さんとの直接のふれあいの時間としてくださいますようお願いいたします。
 - ④ 誕生会、運動会、こども会など行事の際には、活動の妨げにならないようにご配慮いただいた上で、園の指定する条件での撮影をお願いします。
 - ⑤ その他、園内で撮影する場合には、事前に職員までご相談ください。
 - ⑥ 園内及び園の行事等で撮影した写真に、ご自身のお子さん以外の方が写っている場合もあり得ますので、個人のホームページ、ブログ、SNS等で使用することはおやめください。写真がインターネット上に流出し事件となるケースが報道されています。個人情報の管理や取扱いについては、各ご家庭で十分にご注意ください。

10 保育業務支援システム「コドモン」について

保護者の園利用の利便性向上及び保育士の事務業務の効率化による保育の質の向上のため、保育業務支援システム「コドモン」を使用しています。令和4年度に使用する機能については別途お知らせします。

保育業務支援システム「コドモン」は港区が株式会社コドモンと契約を行い運用しています。

保護者の方には「コドモン保護者アプリケーション」をダウンロードしていただき、株式会社「コドモン」の利用規約に同意の上、利用していただく必要があります。保護者アプリの利用に際し、入力される個人情報等の情報やデータについては、株式会社コドモンが取得し、管理することになります。

保護者アプリを利用された情報等については、保育園と本システムを通してコミュニケーションをされたものに限り、保育園が本システムを通じて取得し管理します。システムの利用にあたり、スマートフォン、パソコン等の通信料は自己負担となります。コドモン保護者アプリの操作方法やご要望等については、アプリ内「お問い合わせ」フォームよりお問合せください。

11 保育園での冷凍母乳の取扱いについて

1歳の誕生日前日までのお子さんで、母乳育児を希望される場合は、直接授乳の推奨と、冷凍母乳の預かりを行っています。冷凍母乳を希望される場合は、安全に提供するために、必ず事前に看護師または保育士が面接を行い、必要事項の聞き取りと、預かりの手順ときまりをお伝えします。

保育園で冷凍母乳を取り扱う際には、適切な衛生管理のもと細心の注意を払っていますが、母乳は、血液と同じ体液であり、「違うお子さんに冷凍母乳を授乳する」等の誤授乳が起こった場合には、母乳を介した感染のリスクがあります。万が一、誤授乳が起こってしまった際には、搾乳者、哺乳児の母及び哺乳児の受診、医師の指示に基づく採血による検査、結果の情報提供などの対応にご協力いただきます。

12 特別事業

(1) 保育園体験

在園児の保護者の方に保育園生活を体験してもらうことで、お子さんが日常的に過ごしている保育園の方針や指導内容などの理解を深めていただき、保護者と園が一緒に子育てを行っています。

(保育参加・夏祭り・運動会・発表会など)

(2) 障害児保育

港区立保育園等では、心身に障害を有するお子さんに、適切な保育を実施し、健やかな発達を促進することを目的とし、障害児保育を行っています。

心理士・言語聴覚士・作業療法士・医師などが必要に応じて保育園を巡回し、保育のアドバイスを行っています。

(3) 保護者向けカウンセリング

保育園カウンセラーが保護者の相談に応じ、家族の問題、子育てに関する相談を受けることで、育児支援を行います。(年度当初に日程を園内に掲示しますので、お申し込みください。)

(4) 病児・病後児保育

①病児・病後児保育室

在園児が病中又は病気の回復期などにあるために集団保育が困難な期間、港区病児保育室・病後児保育室にてお預かりします。(P 参照)

②訪問型病児・病後児保育 利用助成制度

在園児が病気により登園が困難な時期に、病児・病後児保育としてベビーシッター事業者を利用する保護者を対象に、利用に要した費用の一部を助成する制度があります。

(5) 休日保育

休日に保護者が就労などの理由により保育が困難な場合、下記の指定園にて保育します。保育が必要な方は、利用希望日の前月の1日から9日前までに実施園へ電話にて予約をし、申し込んでください。

(実施園) ①神明保育園 5733-6822 ②たかはま保育園 5781-0255
③しばうら保育園 5232-1130 ④東麻布保育園 3584-3811
⑤芝浦アイランドこども園 5443-7337
⑥元麻布保育園 5422-7338

(申込み) 必要書類は当園にあります。予約が取れましたら、申込書類に必要事項を記載後、当園に提出してください。

(6) 年末保育

12月29日、30日の年末に保護者が就労の理由により、保育が困難な場合、区立保育園の拠点園において一時的に保育を行います。

拠点園や申込み方法については、毎年11月上旬に別途お知らせします。

(7) 地域子育て支援

子育て相談電話

家庭で子育てをしている方からの、電話相談にお応えしています。

1.3 臨時休園について

(1) 大型台風の接近等に伴う臨時休園について

大型台風の接近等に伴う豪雨や暴風により登降園時を含む屋外での行動が危険な状況となると見込まれる場合や、首都圏の鉄道各社の大半に計画運休が実施される場合は、全日休園または閉園時間の繰上げ等を行うほか、開園時刻を遅らせます。
※詳細は、「臨時休園及び運営再開の基準等」を参照してください。

この場合、遅くとも前日午後3時までに決定し、園から緊急メール配信（未登録者には個別電話連絡）によりお知らせします。

(2) 新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休園について

園児又は職員が、新型コロナウイルスに感染していることが確認された場合については、保健所による疫学調査結果が判明し、かつ施設内消毒を終えるまで臨時休園とします。その後の休園期間については、保健所による疫学調査結果を踏まえて決定します。

1 4 注意事項

- * 保育園には毎朝 9 時 30 分までに登園しましょう。また体調や都合でお休みする場合、登園が遅れる場合も 9 時 30 分までに連絡が必要です。
(生活リズムの確立と園生活での遊びの時間の保障、給食の人数の確定などのため)
- * 登園・降園の時には、保育士とお子さんの様子や連絡事項を伝え合ってください。また登降園管理システムで登降園時間の記録をしてください。
- * お子さんのけがや発熱時などは事前にいただいている「勤務状況届及び園児引取り者名簿」を基に、保護者へ電話連絡をさせていただきます。急なお迎えが必要な場合を想定し、日ごろから対応を確認しておきましょう。
- * 感染症にり患した場合、集団の健康を守り、感染の拡大を防止するため、区の定めた基準に従った上で登園してください。
しおり P28 をよく読んで医師の指示に従ってください。また保育園には、必ず連絡をしてください。
- * 園内の掲示物は必ずご確認ください。また書類等の提出物は期限を守りましょう。
- * 保護者以外の方がお迎えの場合には事前の連絡が必要です。
(安全確保のため、連絡のない場合には確認の連絡をさせていただきます)
- * 車での登降園は原則禁止です。やむを得ない場合は、必ず最寄りの駐車場を利用し、乗降時もお子さんの安全に留意してください。路上駐車や乗降、タクシーを待たせる等の行為は、通行の妨げや安全面からの問題により、行わないでください。
- * 交通安全については、十分ご注意ください。
- * 自転車で送迎される場合には以下のルール・マナーを守って使用してください。
 - ① ヘルメットを着用する。
 - ② 幼児座席を装着し、お子さんの足が巻き込まれないようにする。
 - ③ 自転車にお子さんを乗せたまま離れないようにする。
 - ④ 自転車を停める場合は、置いてよい場所か確認し、周囲に十分注意する。
(自転車は道路交通法上「軽車両」となっています。違反をすると罰則が科せられる場合があります。警視庁ホームページ「自転車の交通ルール」より)
- * 園内のバギー置き場は場所が限られています。多数の方が利用しやすいよう、バギーは、たたんでご利用ください。
- * 園の敷地内はすべて禁煙です。食べ物や玩具の持ち込みも禁止しています。
- * 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教、政治及び営利目的の勧誘、活動はご遠慮ください。

15 ご意見・ご要望・苦情等に関する相談窓口

保育園以外にも、保育園や子育てに関する相談ができる窓口があります。お困りごとがありましたら、以下の相談窓口にお問合せください。

保育園の運営や建物管理に関する こと	園内相談窓口 副園長 園内相談解決責任者 園長 ●保育園を所管している 各総合支所管理課施設運営担当 (赤坂 5413-7014) ●委託事業者相談窓口 株式会社アソシエ・インターナショナル TEL 03-3711-3900 ●保育課運営支援係 (3578-2848)
保育園の入園や認定等に関する こと	●お住まいの住所地を管轄している、各総合支 所区民課保健福祉係 (芝 3578-3161) (麻布 5114-8822) (赤坂 5413-7276) (高輪 5421-7085) (芝浦港南 6400-0022) ●保育課保育支援係 (3578-2441)
子育てに対する不安や悩みに関する こと	●子ども家庭支援センター TEL5962-7215 (港区子ども家庭相談ダイヤル) ●児童相談所 TEL5962-6500 ●港区立児童発達支援センター ぱお TEL6277-3106
児童虐待に関する相談	●児童相談所 TEL0120-483-710 (港区児童虐待相談ダイヤル)
就学に関する事務手続き 特別支援に関する相談 (就学相談)	●学務課学事係 TEL3578-2726~2729 ●教育人事企画課特別支援教育担当 TEL5422-1543
受付方法	① 受付窓口への直接のお申し出 ② 電話での申し出 ③ ご意見BOX・広聴ハガキ (園内設置・匿名可) ④ 広聴メール(港区ホームページから入れま す)

16 登降園

◎登園時に、受け入れの保育士に登園時の検温、お迎え時間、お迎えの方を必ずお伝えください。

◎降園時はお子様をお部屋にお迎えに行く前にスキャンしてください。

◎スキャンは保護者が行ってください。

(参考) 登降園管理システムの利用方法

港区保育室では、登降園管理システムを用いたQRコードの読み取りにより、登降園管理を実施します。また、延長保育利用料金につきましても、同様となります。下記のとおり利用方法になりますので、ご理解、ご協力をお願いします。

記

1 延長保育利用対象者および利用料金

延長保育利用者	ワモア利用者	遅延者等
午後6時16分～ • 仕事のためお迎えが間に合わない原則標準時間認定の方	午後7時16分～ • 仕事のためお迎えが間に合わない原則標準時間認定の方	・延長保育の利用申込をしないでお迎えが午後6時15分を過ぎた方 ・短時間認定の方で午前9時から午後5時以外の時間に保育を実施した場合※
• 1時間 0 円、200 円 400 円です。(階層によって異なります。)	• 1時間 200 円、400 円、600 円です。(階層によって異なります。)	• 1時間 0 円、200 円 400 円です。(階層によって異なります。) • 午後7時16分以降はワモア利用者の金額設定と同じになります。

※保育園の行事の都合で午前9時前に登園する場合は、延長保育料は発生しません。

2 事前準備

延長保育の利用の有無に関わらず、お子さんを送迎される保護者の方には、ご自身のスマートフォンにコドモン保護者アプリをダウンロードしていただきます。兄弟姉妹が同じ園に通っている場合は、全員を登録してください。毎日の登降園時間は、QRコードの読み取りが打刻となりますので、必ず携帯していただくようお願いいたします。

3 QRコードの利用

- ① 登降園時に、コドモン保護者アプリから「登降園打刻QRコード」を表示し、保育園に設置されているQRコードリーダーにかざしてください。兄弟姉妹が同じ保育園に通園している場合は、QRコードをかざすとQRコードリーダー画面にそれぞれのお名前が表示されますので、対象のお子さんのお名前をタップし、登録してください。
- ② ①のデータを基に毎月月末に利用料金を集計します。

※延長保育時間内のお迎えは、原則として保護者の方（父母のどちらか）をお願いいたします。（事情によりベビーシッターを利用している場合は考慮します。）尚、当日のお迎え時に緊急を要するやむを得ない事態（交通事情、気象事情、保護者の体調不良、家族の急病等）が起き、保護者以外の方になる場合は保育園にご連絡ください。

※交通障害等による遅延の場合も、延長保育料金発生の対象となります。

QRコードによる登降園記録について

当園では、園児の送迎に際し、セキュリティの向上と事務作業の省力化を図るためQRコードによる登降園管理システムを導入しています。

登降園時には予めコドモン保護者アプリをダウンロードし、アカウント登録をしたスマートフォンをお持ちください。



QRコード打刻

登園/降園時に、打刻用端末にQRコードをかざしてください。



保護者アプリを開き、スマートフォンの画面にQRコードを表示します。

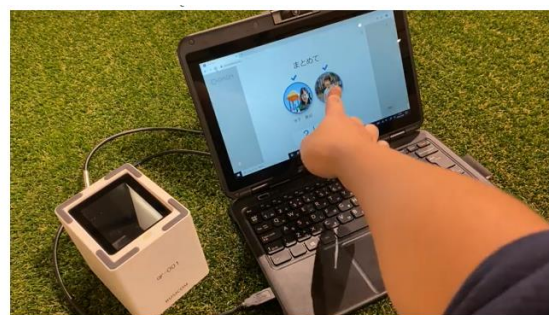
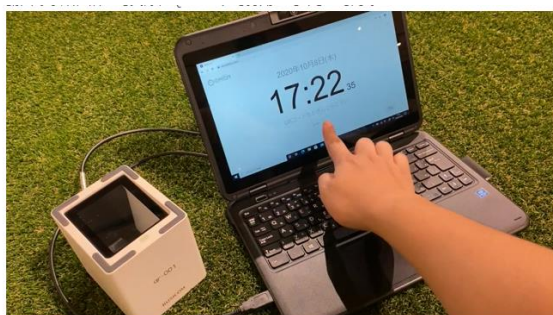
登降園入退室時にリーダーにかざします。兄弟姉妹がいない場合は、これで打刻完了です。



兄弟姉妹がいる場合は、QRコードをかざすと、ひもづけされた兄弟姉妹全員の名前が表示されます。欠席のお子様がいたらタップして、チェックをはずし「1人打刻」をタップすると打刻が完了します。

タッチ打刻

画面下部の「手動で打刻」をタップします。



クラスと園児の名前を選びます。次に入室・退室のいずれかを選択して「打刻する」をタップします。これで打刻が完了します。

兄弟姉妹がいる場合は、QRコード打刻と同様に操作します。

[illegible]

18 保育園の主な行事

＊保育園ではお子さんの成長発達に合わせて、いろいろな行事を行っています。

保護者参加の行事や保護者会は、園でのお子さんの姿を見たり知っていただき、育児の参考にしていただく内容となりますので、是非ご参加ください。

＊詳細な日程につきましては「年間行事予定表」を、年度当初に配布しています。

また、社会情勢等により内容の変更や中止の場合もありますので、ご了承ください。

月	保育行事	健康・その他
4	入園式(新入園児保護者参加)	<健康関係> ・身体計測 (毎月) ・健診 0歳 月2回 1,2歳 月1回 ・全園児定期健康診断 (春・秋、年2回) ・歯科健診 (年2回) ・尿検査 (年1回) 3,4,5歳児クラス ・視力検査 (年1回) 4,5歳児クラス <その他> ・保護者会 (各学年ごと、年2回) ・個人面談 (年2回) ・誕生会 (毎月) ・避難訓練 (毎月)
5	こどもの日の集い 春の遠足(3.4.5歳クラス)	
6	保育参観(保護者参加) はみがき教室(3.4.5歳クラス)	
7	七夕の日の集い 夏まつり(保護者参加) プール開き	
8	プール閉い	
9	引き取り訓練	
10	運動会(保護者参加) ハロウィン	
11	秋の遠足(2.3.4.5歳クラス) 作品展	
12	こどもお楽しみ会	
1	新年こども会 保育参加(保護者参加)	
2	節分会 発表会(保護者参加)	
3	ひなまつり会 お別れ遠足(5歳クラス) 卒園式(5歳クラス保護者参加) お別れ会	

19 保育園の一日（季節と成長に応じて、時間に多少変更があります。）

時間	0歳児	1・2歳児	3～5歳児
7:15	開園 順次登園 視診、検温 保護者との必要事項 の連絡 連絡ノート預かり あそび おむつ交換	開園 順次登園 視診、検温 連絡ノート預かり 保護者との必要事項の 連絡 あそび おむつ交換/排泄	開園 順次登園 視診 保護者との必要事項の 連絡 あそび
9:30	水分補給 あそび 外気浴	牛乳摂取 あそび ・戸外あそび	水分補給 あそび ・戸外あそび
10:30	おむつ交換 離乳食（初期） （中期）	・描画、製作活動 ・コーナーあそび	・描画、製作活動 ・コーナーあそび
11:00	（後期） （完了） おむつ交換 睡眠	おむつ交換/排泄 昼食準備 昼食	・散歩
12:00		午睡準備 午睡	昼食準備 昼食 午睡準備 午睡
14:30			
15:00	目覚め、検温 離乳食（初期・中期） おやつ（後期・完了） あそび 順次降園	目覚め、検温 おむつ交換/排泄、 おやつ あそび 順次降園	目覚め、検温 おやつ あそび 順次降園
18:16			*延長保育開始(補食)
19:15	*延長保育開始(補食)	*延長保育開始(補食)	*ワンモア保育開始(夕食)
20:15	*ワンモア保育開始 (夕食) 保育終了	*ワンモア保育開始(夕食) 保育終了	保育終了

※0歳児の延長保育は満1歳・離乳食完了してからになります。

※水分補給は適宜できるようにしています。

【持ち物 0・1・2歳児クラス】

持ち物	補足
汚れ物袋 1枚 	濡れた物や汚れた物を入れて毎日持ち帰ります。 ※（スーパーのレジ袋、エコバッグなど）必ず名前を記入して下さい。
着替え ・Tシャツ ・肌着（半袖） ・ズボン ・下着 ・靴下 ・スタイ （必要のある場合） 3組は園にストックして下さい 	・お子さんの体に合ったもの ・汗をかいた際、吸収・通気性の良い物 ・お子さんが脱ぎ着しやすいもの 上記の物を季節に合わせてご用意下さい。 ※靴下も片方ずつに名前を書いて下さい。 ※ひもやフード、スパンコールなどの細かいものがついている衣服は、ケガや誤飲の恐れもあるので遠慮してください。 ※サイズが合わないものは、お子さんの発達の妨げになりますので、大きすぎず・小さすぎないものをご用意下さい ※下着の替えは多めにお持ち下さい。
食事用エプロン 毎日2枚（延長保育は3枚） 	0歳児は、午前食・午後食の2回、1・2歳児は、昼食・おやつ2回、毎日使用します。
お手拭き 2枚 	食事時に手拭きとして使用します。
ガーゼ （0歳児） 3～4枚 	1日、3～4枚授乳時に使用します。
おしりふき おしりふきケース 2袋程度 	どちらにも記名をお願いします。残りが少なくなり次第お伝えします。
オムツ 1袋 	※おむつ1枚1枚に記名してください。

ビニール袋	1 束 (箱) 	※汚れたものや、濡れた衣服等を入れます。少なくとも なりましたら、補充をお願いします。 ※外箱や束の紐などに記名をしてください。
お昼寝用 タオル	1 枚  	月曜日に持ってきて、金曜日に持ち帰ります。 ※名前を書いて下さい。 ※夏場は汗をたくさんかきますので吸水・通気性 の良いタオル、 冬場は大きめで厚めのタオルをご用意下さい。
避難靴 (1・2 歳児) 避難用靴下 (0 歳児)	1 足 	緊急時・また、毎月行う避難訓練時に使用します。 お子さんの足に合った、履きやすい靴をご用意下 さい。(上履きやスリッポンタイプの物をおすすめ します)
外履き	1 足 	お子さんが脱ぎ・履きしやすい靴。(マジックテー プの物など) 登降園に履く靴とは別に、園用として 1 足ご用意 ください。
冬場 外遊び用上着		お子さんの体に合ったサイズ、また体を動かしや すくフードのついていない上着をご用意下さい。 ※お家で洗濯できる素材のもの
体温計		朝受け渡し時に体温を測り、保育士に検温結果を 見せながらお伝えください。

☆園にお持ちになるもの、全てに記名をしてください。(他の方の物と間違わないよう、大きく・はっ
きりと)

また、名前が薄く、見えにくくなった場合は書き直してください。

夏 期 : タオル 2 枚 (お昼寝時・汗拭き用 として使用)

[0 歳児]

沐浴セット : オムツ1 枚、着替え1 セット (肌着、上・下の着替え)、タオル、ガーゼ
→上記の物をプールバッグに入れてお持ちください

[1・2 歳児]

水遊びセット : オムツまたはパンツ1 枚、着替え1 セット (肌着、上・下の着替え)、
タオル
→上記の物をプールバッグに入れてお持ちください

冬 期 : 薄手のジャケット・ジャンパー (ひもやフードのないもの)

☆ お子さんの成長や季節によって、ご用意いただくものもあります。必要になりましたら、担任か
らお知らせします

【持ち物 3.4.5 歳児クラス】

毎日持ってくる物	持ち物		補足
	体温計		朝受け渡し時に体温を測り、保育士に検温結果を見せながらお伝えください。
	通園かばん (リュック)		お子さんの体に合ったサイズ、お子さんが使いやすいような物を選んで下さい。 手拭きタオル・コップと1日分の着替えを入れます。 ※1週間、使用しますと色々なところに様々なものが入っていたりします。 週末にはお子さんと一緒にリュックの点検と月曜日の支度をして下さい。
	手拭きタオル	1枚 	ハンドタオルよりも大きい物 毎日持ち帰りますので、洗い替え出来るよう、3～4枚ほどご用意下さい。 タオル掛けに掛けて使用するため、輪にしたひもを付けてください。
	コップ	1個 	プラスチック製のもの 食後や外遊びから戻ってきた時にうがいをする時に使います。 ※名前を書いて下さい。 ※シール等は貼らないで下さい
	コップ用 巾着袋	1袋 	コップがちょうど入る大きさのもの お子さんが開閉しやすく、フックに掛けやすい太さのひもでご用意ください。
	汚れ物袋	1個 	汚れ物を入れて毎日持ち帰ります。 *ポリ袋には必ず名前を記入して下さい。

	着替え ・上着 ・肌着 ・ズボン ・下着 ・靴下	3 組 	お子さんの体に合ったもの、また汗をかくので吸収・通気性の良い物で、お子さんが脱ぎ着がしやすいものを季節に合わせてご用意下さい。 ※名前を書いて下さい。 ※サイズが合わないものはお子さんの発達の妨げになりますので、大きすぎず・小さすぎないものをご用意下さい。 ※下着の替えは多めにお持ち下さい。
週末に持ち帰って洗濯し月曜に持ってくる物	お昼寝用 タオル	1 枚 	月曜日に持ってきて、金曜日に持ち帰ります。 ※名前を書いて下さい。 ※夏場は汗をたくさんかきますので吸水・通気性の良いタオル、冬場は大きめで厚めのタオルをご用意下さい。
	お昼寝用 タオル袋		金曜日にお昼寝タオルをタオル袋に入れて持ち帰ります。 ※リュックのポケットに入れておくとお子さんが自分で帰りの準備ができます。
	上履き		外ばきと区別できる靴、またお子さんの足に合った靴をご用意下さい。 1 階のみで使用します。
	外履き		脱いだり履いたりしやすい靴、また通園時に履いてきた靴と区別できるものをご用意ください。
	冬場 外遊び用上着		お子さんの体に合ったサイズ、また体を動かしやすくフードのついていない上着をご用意下さい。 ※お家で洗濯できる素材のもの

※持ち物には**全て名前**を書いて下さい。また、**名前が薄くなり見えにくい物も書き直して**下さい。

※園で貸し出した下着（パンツ）は、新品のものを返却して下さい。

※キャラクター物や装飾の付いている物は紛失・破損しやすいのでつけず、ご家庭でのお出かけ等にお使い下さい。

また、コップにシールを貼ったり、リュックにキーホルダー等つけないで下さい。

☆園で使用するもの（リュック・タオル・コップなど）はシンプルでお子さんの使いやすいものと、身支度もスムーズに次の活動や行動に移ることができます。

☆気持ちよく身仕度し子ども同士で楽しく遊び始められるように、ご協力お願いします。

保育園生活で推奨する服装について

保育園の服装を選ぶ際は、年齢にかかわらず、“動きやすさ”、“着脱しやすさ”、“安全さ”、を意識して選ぶことを推奨します。

伸縮性のある素材で、「サイズは大きすぎず小さすぎない丁度良いもの、」そして「余計な付属品はついていないシンプルなもの」が安全です。食事や外遊びなどで汚れることも多いので、汚れたら悲しくなるようなオシャレ着は避けていただくと幸いです。

・推奨させていただく服装

*活動がしやすく、汚れても良い服装。

*体温調節がしやすいように薄着の習慣。

*衣服には分かりやすい記名。

*転んだ時、ひざをすりむかない様に長ズボン。(夏季は湿・温度が高いため、半ズボンでも可)

*排泄やお着替えの時、ひとりで脱いだり着たり簡単に出来るもの。また、誤飲や怪我等の危険がある服は避ける。

・危険の伴う服装

*ひとりで着脱が難しい服装

ロンパース/タイツ/オーバーオール

*誤飲や怪我等の危険がある服

ボタン/取れやすい飾り(スパンコールなど)/ひも/フード/スカート(パンツスカートも含む)

・髪飾りについて

お子様同士の衝突時や誤飲等危険がある為、飾りのないゴムでお願いします。カチューシャやピンのご使用は避けることを推奨します。

・推奨する髪留め



・推奨できない髪留め



第二青南保育室 お散歩マップ



20 緊 急 時 ・ 非 常 災 害 対 応

「緊急時対応」

お子さんの様子が急変したり、怪我や事故等の緊急事態が発生した場合には、事前にいただいている「緊急引き取り者名簿」を基に、保護者の指定する緊急連絡先や医療機関へ速やかに連絡を行います。なお、連絡がつかない場合や緊急を要する場合には園の判断において救急（１１９番）へ連絡をいたします。

*搬送先の病院によっては、受診の際に選定療養費・時間外選定療養費を負担していただくことがあります。金額は医療機関によって異なります。

ご理解、ご了承をお願いします。

○「緊急メール配信」サービス

港区では災害時や緊急時、園内の行事等に関して急な連絡の必要がある場合に、あらかじめ登録した保護者のメールアドレスに、区または保育園から安否情報や緊急情報を配信するとともに、登録者にアンケート形式で返信を求めることで、「迎えの可否」などを確認するメール配信サービスを実施しています。（一斉配信ですので、園児一人ひとりの安否情報等を提供するものではありません）

◇配信する情報

- ・地震等の災害発生：引き取り確認、避難情報等
- ・臨時休園等の情報：大型台風、新型コロナウイルスによる臨時休園や再開情報等
- ・不審者の出没：注意喚起情報等
- ・不慮の園内の災害や流行性の疾患などの情報
- ・行事の実施連絡：運動会の中止や変更などの情報

◇登録方法

園ごとのIDが必要となりますので、別紙を参照し、登録してください。

◇訓練

メール配信訓練 年に１～２回、保育園からメール配信訓練を行っています。

○防犯対策

◇不審者訓練 年に１～２回 警察と連携して不審者対応訓練を行います。

◇非常１１０番の設置および通報訓練

○「災害用伝言ダイヤルについて」（NTT東日本）

大災害発生時に安否確認、避難先の情報は災害ダイヤル１７１も使用します。

「１７１」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って伝言の再生を行ってください。

保育園の電話番号は ０３－５７７０－５３６６ です。

○「インターネット伝言板について」

インターネット上の「緊急連絡伝言板」に各施設の情報を掲載いたします。(返信不可)

インターネットで下記 URL にアクセスしてください。

携帯電話やスマートフォンからもアクセスできます。

<http://www.associe-international.co.jp/dengon/index.cgi>

※この URL をあらかじめブックマーク登録しておくとう便利です。

※アソシエ・インターナショナルのホームページからもリンクしています



←ここをクリック

アソシエ・インターナショナルの総合
TOP ページ右上にボタンがあります。

「災害対策対応」

港区では、保育園など、子どもが多数滞在する児童施設において「児童施設災害時行動マニュアル」を作成し、児童施設の特性を踏まえ、災害時に迅速かつ適切に対応できるよう、子どもの安全確保、避難誘導、情報連絡、子どもを安心させる各種支援のあり方、地域との共助の必要性等についての行動要領をまとめています。さらに、施設特性（児童施設の種類・特徴）、地理的特性（海拔・立地条件）、地域特性（住宅・商業地域、周辺道路・建物状況）などの違いも踏まえ、施設ごとに「個別施設編」を作成しています。保育園では、定期的に災害等を想定した訓練を実施し、防災意識を高めるとともに、子どもの生命と安全の確保を最優先とした迅速で適切な行動がとれるようにしています。また、マニュアルは常に見直しを行い、適切な行動を検証し、災害対応力の強化に継続的に取り組んでいます。

○訓練（地震・火災・津波・複合型など）

◇毎月1回、園児と一緒に実施しています。

◇年に1回は保護者の方に、引取り者訓練などを送迎時に実施しています。

その他、訓練が実施された場合には是非ご参加ください

○避難について

◇第二青南保育室のある地域は、「地区内残留地区」に指定されています。

地区内残留地区とは避難場所と同程度の安全性を有するため避難する必要のない地区です。

◇保育室は建物の安全性が確認できた場合は、施設内の残留を最優先とします。

◇周辺で火災が発生し、延焼被害が想定される場合や、強い余震が続き園内で

の落下物等による被害の恐れがある場合は、青南小学校グラウンドに一時的に避難します。

◇施設内部での火災の発生や建物の損壊など施設内にとどまることが「危険と判断される場合は、青山墓地一帯に避難します。

◇避難先については、緊急メール配信システム、園舎入り口への掲示等でお知らせします。

○園児の引き渡しについて

- ◇園児は、原則として直接保護者に引渡します。
- ◇保護者が来られない場合は、緊急引き取り者名簿の代理人を確認の上、引き渡します。
- ◇必ずクラス担任との確認を済ませてからお引取りください。職員に無断で園児を連れ帰ることのないようにして下さい。

○引き渡し場所

- ◇可能な限り保育園で行います。
- ◇防災機関からの避難命令、または、園が被害を受けた場合には、青南小学校第二グラウンドもしくは青山墓地一帯にて行います。
- ◇避難移動中は原則として、子どもの引渡しはしません。ただし、保護者に事情のある場合は、誘導責任者に申し出てください。

第二青南保育室の避難場所

地区内残留地区の為、施設内の残留を最優先とします。

- 1 一時的に避難する場所・・・青南小学校第二グラウンド
- 2 保育園に戻れず、長期滞在する場所・・・青山墓地一帯



24 給 食

子どもにとって食べることは、身体の発育だけでなく、情緒面の発達にも影響を与えます。乳幼児期は特に、日々の活動も激しく、からだ小さくても多くの栄養を必要とします。

そこで保育園給食では、栄養のバランスを考えるとともに、マナーの習得や、楽しく食事ができるようにいろいろな配慮をしています。

給 食 の 目 標

- 食物に対する関心を高め、食べる意欲を育てる。
- 食を通して自分の体を守る力を伸ばせるように働きかける。
- 皆で楽しく食事をして、望ましいマナーを身につける。



保育園給食について

- (1) 給食は「昼食+おやつ」を基本とし、延長保育が必要な子どもには補食、夕食を提供しています。おやつは手作りおやつを基本としています。
- (2) 乳幼児は咀嚼や消化吸収、代謝機能が未熟なので、発育段階にあわせて 給食を行っています。離乳食は5～6か月頃（初期）、7～8か月頃（中期）、9～11か月頃（後期）、12～18か月頃（完了）を目安にしています。
- (3) 保育園における給与栄養量の割合は、一日の給与栄養目標量のうち乳児は50%、幼児は40%を目標としています。
- (4) 新鮮な季節の食材を使い、素材の味を生かすため薄味にしています。
- (5) 乳幼児期は、細菌感染に対する抵抗力が弱いので、衛生管理には十分注意をしています。
- (6) 乳幼児の食事時間は30～40分を目安としています。

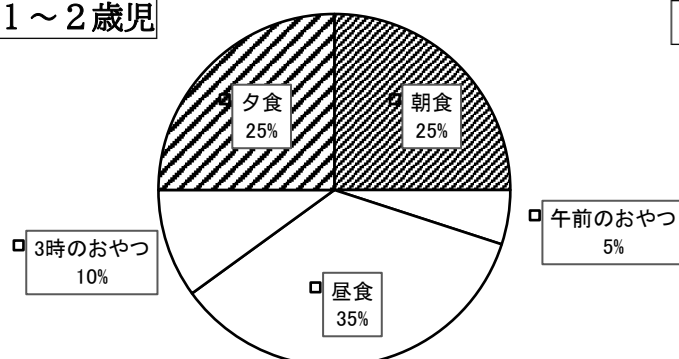
給食と家庭の食事

食事はできるだけ規則正しくとることが大切です。

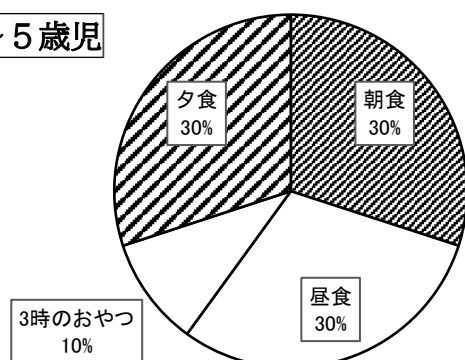
次頁の図は、1日の食事のうち園と家庭との割合を示したものです。（色塗部分が家庭での食事）家庭の食事バランスの良い物を工夫しましょう。特に朝食は、一日の生活のリズムを作り、意欲的に遊ぶための活動源になりますので、しっかりとるようにしましょう。

1～2歳児は、保育園で午前のおやつに牛乳（50ml）を飲みます。

1～2歳児



3～5歳児



※毎月の献立表や配付物は、必ず目を通しましょう。

※毎日の保育園給食の内容は、保育園の展示食をご覧ください。

※保育園におけるアレルギーの発症を防止するため、給食で提供される食品を初めて食べること（初摂取）がないように献立表を確認し、自宅で数回試してください。

＊一日の目安量

(単位：g)

働き	食 品	1～2 歳	3～5 歳	めやす量
働く力や 体温となる	※ごはん	90～100 g × 3 回	100～110 g × 3 回	じゃが芋 1 個 150 g
	いも類	40	50	砂糖 小さじ 1 3 g 油
	砂糖	5	7	大さじ 1 12 g
	菓子類	20	30	
	油脂	10	12	
のえる からだの調子をとと	緑黄色野菜	80	80～100	ほうれん草 1 把 200～300 g
	淡色野菜	120	120～150	きゅうり 1 本 100 g
	海藻	少々	少々	りんご 1 個 280 g
	果物	100	100	
からだをつくる	卵	30	40	卵 1 個 50 g
	肉	35	40	
	魚	35	40	魚 1 切 80 g
	大豆製品	40	50	豆腐 1 丁 300 g
	牛乳	300ml	250ml	牛乳 1 本 200ml

※ごはん 100 g（子ども茶碗 1 杯）と同じエネルギー量・食パン 8 枚切 1 枚、ゆでうどん 100 g、乾スパゲティ 40 g

食事発達のめやす表



区分	月年齢	食事発達のめやす	備考 ☆…調理形態 ★…年齢別ポイント
	4 か月	チュッチュッ期（舌飲み） ・液体を飲むことができる	☆液体 ミルク、湯冷ましなど
離乳食	5～6 か月頃 （開始期から 初期）	ゴックン期（口唇食べ） ・くちびるを閉じてゴックンと飲み込む	☆ヨーグルト状やポタージュ程度
	7～8 か月頃 （中期）	モグモグ期（舌食べ） ・舌と上あごでモグモグできるようにになる	☆豆腐くらいの固さで、舌と上あごでつぶせる程度
	9～11 か月頃 （後期）	カミカミ期（歯ぐき食べ） ・上下2本の前歯が生えそろふ時期 ・前歯でかみ切り、歯ぐきでつぶすことができる	☆弾力のあるバナナくらいの固さで、歯ぐきでつぶせる程度
完了食	12 か月 ～ 18 か月頃	パクパク期 ・離乳の完了 ・スプーンを持って食べようとする	☆肉団子くらいの固さで、歯ぐきでかみつぶせる程度
乳児食	19 か月頃 ～ 2 歳	・スプーンやフォークを使い一人で食べられるようになる	★主食、副食、汁物が交互に食べられるように働きかけましょう
幼児食	3 歳	・はしが少しずつ使えるようになる	★落ち着いて一定時間で食べることを習慣づけましょう
	4 歳	・はしが使えるようになる。 ・友達と食べる楽しさを知るようになる	★食べる時の姿勢、食器の正しい扱い方を教えましょう
	5 歳	・自分で量をコントロールすることができる ・マナーが身につく	★食物とからだのつながりを知らせ、好き嫌いなく食べることができるようにしましょう

25 健康管理

乳幼児期は生涯にわたる健康づくりの基盤になります。

保育園の生活を通して、ご家庭と一緒に良い健康づくりをしていきましょう。

早寝・早起き

決まった時間に気持ちよく眠ることができるように環境を整え、規則正しいリズムで睡眠をとりましょう。

＜一日の睡眠時間（昼寝を含むおおよそのめやす）＞

年 齢	1歳未満	1～2歳	3～6歳
時 間	13時間以上	12～13時間	10～12時間

登園する前に

ご家庭でお子さんの体温を測定し、体調に変化がないか全身状態をチェックしましょう。



＜こんな時は登園を控えましょう＞

・発熱や呼吸器症状が認められた場合

※ 解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善するまでは登園を控えてください。

※ 解熱剤を使用した場合は、解熱剤使用後 24 時間ご家庭で様子をみてください。

・複数回の水様便や嘔吐がある、食事や水分を摂るとその刺激で下痢をする、下痢や嘔吐と同時に体温がいつもより高いなどの症状が認められる場合

・急な発疹・発赤・腫れなどの皮膚症状が出ている場合

・水分・食事がとれない、機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしている などの場合

・ご家庭で頭部打撲などの大きな怪我をされた時は、状況により登園を控えて頂く場合があります。

清 潔

清潔の習慣は、病気や感染症から身を守ります。

入浴、洗髪、体を拭くなど、常に体全体の清潔を心がけ健康的な生活を送りましょう。

幼児は、まだ自分ひとりでは十分にできません。大人がしっかり援助してあげましょう。

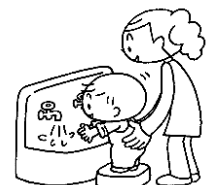
(1) 石けんと流水による手洗い、うがいの習慣をつけましょう。

(2) 毎日入浴、洗髪をしましょう。

特に、洗髪はアタマジラミ感染防止のために子どもだけに任せず大人が確認しましょう。

(3) 手や足の爪は、一週間に一度必ず切りましょう。

(爪の角はひっかからないように整えましょう)



乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防のために

SIDSとは、元気だった乳児が前ぶれもなく亡くなってしまう病気です。原因はわかっていませんが、日ごろから次のようなことを心がけることで、病気の発生を減らせることがわかっています。

- (1) 寝かせるときは、ご家庭でもあお向け寝にしましょう。(医師の指導がある場合はそれに従いましょう。)
- (2) 妊娠中や乳児の周囲では、たばこを吸わないようにしましょう。
- (3) 睡眠中は呼吸を妨げないように環境を整え、十分な見守りをしましょう。

※ 保育園では睡眠中は呼吸状態などの観察を行い、異常の早期発見に努めています。

予 防 接 種

保育園など小さな子どもの集団では、感染症の大流行が発生する危険があります。予防接種で自己防衛するとともに、集団の防衛力を強化することにもなりますので、体調のいい時に積極的に受けましょう。



予防接種には、国が定期的に接種を勧める「定期予防接種」と受けたい人が主治医と相談して有料で受けられる「任意予防接種」があります。ワクチンにはそれぞれ接種できる月齢や年齢があります。適切な時期に、速やかに接種するようにしましょう。

＜ こんなことに注意しましょう ＞

- (1) 予防接種を受けた時に、次は何をいつごろ接種すればよいか、接種スケジュールはかかりつけの医師と相談しておくとういでしょう。
- (2) 予防接種を受けた時は、必ず保育園にお知らせください。
- (3) 接種後は副反応が出ることがあります。できるだけ、接種後は静かにして観察できる午後からの接種をお勧めいたします。また、接種後 30 分は接種会場で様子を見るか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。

乳幼児健康診査

母子保健法に基づいて港区が乳幼児に対して行うものです。乳幼児の健康状態をしっかりと把握し、疾病の早期発見・早期治療につなげる上では、とても大切な健康診査です。大切な子どもの健康を守るために、適切な時期に受けられるようにしましょう。また、健康診査を受けられましたら、必ず保育園にお知らせください。

感 染 症

A「医師の意見書」の提出が必要な感染症

※「A 医師の意見書」は医療機関により有料の場合があります。

感染症名	症 状	潜伏期	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹 〔はしか〕	発熱とともに、咳、くしゃみ、鼻汁、目やに、結膜の充血がある。熱が下がり再び上昇してくると、発しんが出はじめる。頬の内側に白い斑点(コプリック斑)が見られる。	9～14 日	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後 3 日を経過してから
インフルエンザ A 型・B 型	悪寒、高熱、頭痛、筋肉痛、関節痛、全身倦怠感などの全身症状を伴う。咳、のどの痛み、目の充血を伴うこともある。	1～7 日	症状が有る時期(発症前 24 時間から発病 3 日程度が最も感染力が強い)	症状が始まった翌日から5日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過してから
風しん	発熱とともに、発しんが出て 3～4 日で消える。耳・首の後ろのリンパ節が腫れる。	14～21 日	発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発しんが消えてから
水 痘 〔水ぼうそう〕	発熱とともに発しんが水疱となり、全身に広がる。頭にも出るのが特徴。	14～21 日	発しん出現1～2 日前からかさぶたができるまで	すべての発しんがかさぶたになってから
流行性耳下腺炎 〔おたふくかぜ〕	発熱、食欲不振、耳下腺の腫れ、痛みがある。	14～21 日	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが出現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になってから
結 核	咳、痰、発熱が 2 週間以上続く	1 ヶ月以上	喀痰の塗抹検査が陽性の間	医師により感染の恐れがなくなってから
咽頭結膜熱 〔プール熱〕 アデノウイルス性咽頭炎	急に高熱がでる。咽頭炎、目の充血がひどい。	5～7 日	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎 〔アデノウイルス型等〕	涙目、目の充血、目やにが多い(膿のような目やに)	2～14 日	発症後 2 週間	医師により感染の恐れがないと認められてから(結膜炎の症状が消失してから)
百日咳	熱はほとんどなく、夜間に咳をするのが特徴。咳は一回出はじめると連続して出る。10～20 回コンコンして、最後にヒューと息を吸う。乳児では無呼吸になることがある。	7～14 日	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳がなくなるまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了してから
腸管出血性大腸菌感染症 〔O157、O26、O111 等 ベロトキシン産生大腸菌〕	激しい腹痛、頻回の水様便さらに 血便。発熱は軽度	3～8 日	便中に菌を排出している間	症状がおさまり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから
細菌性胃腸炎 〔サルモネラ・キャンピロバクター・ベロトキシン非産生大腸菌〕	激しい腹痛、頻回の水様便さらに 血便。発熱は軽度	細菌により様々	便中に菌を排出している間	症状がないか、下痢などの症状が治まり全身の状態が安定してから
急性出血性結膜炎	急性結膜炎で結膜の出血が特徴	1～3 日	ウイルスが呼吸器から 1～2 週間、便から数週間～数ヶ月排出される間	医師により感染の恐れがないと認められてから
髄膜炎菌性髄膜炎	発熱、頭痛、嘔吐が主症状	主に 4 日以内		医師により感染の恐れがないと認められてから
上記以外の感染症				

B「保護者記入による登園届」が必要な感染症

感染症名	症 状	潜伏期	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	発熱、頭痛、咽頭痛があり、その後細かい発しんがでる。莓舌、口角炎がある。発しんのあと、皮膚がむける。	2～5 日	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること 治療の継続をしていること
マイコプラズマ肺炎	乾いた咳が徐々に湿った咳になり 次第に激しくなる。	14～21 日	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱、食欲不振、のどの痛み等の症状で始まり、手のひら、足のうら、口の中、ひざ、ひじ、お尻などに水疱性の発疹が出る。	3～7 日	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 （リンゴ病）	両頬に蝶が羽を広げたような紅斑と熱感がある。上肢・下肢にレース状、網目状の発疹がでることもある。	10～14 日	発しん出現前の 1 週間	全身の状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 （ノロ・ロタ・腸管アデノウイルス等）	下痢・嘔吐・発熱等を主症状とするが、だるくなるなど全身症状が悪くなりやすい。	原因により様々 1～3 日	症状のある間と、症状消失後 1 週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急に発熱し、のどが赤く水疱ができる。不機嫌、食欲不振になる。	3～6 日	急性期の数日間（便の中に 1ヶ月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症 ヒトメタニューモウイルス 感染症	発熱、鼻汁、咳、喘鳴（ゼコゼコ）呼吸困難など。	2～8 日	呼吸器症状のある間	呼吸器症状がなくなり、全身の状態が良いこと
带状疱疹	小さい水疱が肋間神経にそった形で片側性に現れ、体の正中を越えない。	不定	水疱を形成している間	すべての発しんがかさぶたになっていること
突発性発しん	突然高熱が 2～3 日続く。解熱後、細かい発しんが出て、2～3 日で消える。	約 10 日	発熱している間	解熱後 1 日以上経過し、機嫌が良く全身の状態が良いこと
伝染性膿痂疹 （とびひ）	虫さされ、湿しんなどをかきこわし細菌感染し、周囲の皮膚に広がる。かゆみが強い。	2～10 日	水をもった発しんがある間（効果的な治療開始後 24 時間）	治療を開始後、発しんが乾燥しているか、おおえる程度のものであること
アタマジラミ	多くが無症状であるが、頭をかゆがることがある。	10～14 日	発症から数日間	駆除を開始していること
上記以外の感染症				

※ 感染症にかかった時は、集団の健康を守るために保育園への登園はできません。

※ 登園する際は感染症の内容に応じて「A 医師の意見書」または「B 保護者記入による登園届」の提出が必要です。

※ 感染防止の観点から、嘔吐・便・尿・血液等の体液で汚れてしまった衣類等は、ビニール袋に密封してお返しいたします。

※家庭内で感染症が発生した場合も、必ず保育園にお知らせください。

※感染流行阻止のため、保健所から登園について指示が出ている場合は、それに従ってください。

※提出書類は港区ホームページからダウンロードできます。

子ども・家庭・教育＞子ども・家庭＞保育園＞保育園に在園されている方へのご案内
い＞申請書ダウンロード＞令和●年度＞入園時、入園後の提出書類＞3 その他

健康診断について

① 入所時健康診断について

入所時には必ず、嘱託医による健康診断を受けていただきます。

② 定期健診について

以下の予定で、嘱託医による健康診断を行います。

(1) 0 歳児 月 2 回

(2) 1, 2 歳児 月 1 回

(3) 3～5 歳児 年 2 回

また、年 2 回、嘱託歯科医による歯科健診を行います。

③ 身体測定について

毎月、身長・体重の測定を行います。

④ 各種検査について

(1) 尿検査 (3～5 歳児クラス) 年 1 回

(2) 視力検査 (4・5 歳児) 年 1 回

保育園での与薬(薬を飲ませること)について

港区では保育園での薬の取り扱いについて、日本保育園保健協議会で決定された内容に沿って行っています。以下の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

薬に対する基本的な考え方

与薬は「医療行為」ですので、保育園では原則として行うことができません。

主治医からお子様に処方された薬は、保護者の方が責任を持って行うものです。

風邪など急性期で受診し、薬を処方された場合や、気管支拡張剤など皮膚に直接貼る薬が処方され、登園が可能な場合は、以下について必ず医師にご相談ください。

- 1 保育園に何時から何時までいること、保育園では原則として薬の預かりができないことを話し、家庭で服用できる様に処方することは可能かどうか
- 2 保育園での誤飲事故の防止のために、内服薬の処方に変更すること、あるいは登園直前に除去をし、帰宅後に貼付する対応でも可能かどうか

保育時間内の薬の服用なしでは健康な日常生活が過ごせないと医師が判断した場合に限り、相談に応じ保護者の方に代わって保育園職員(看護師・保育士)が与薬を行います。

〈 与薬できる薬について 〉

- 1 長期にわたり保育時間内に薬の服用が必要とされ、健康な日常生活を行う上で欠かすことのできない薬
- 2 以下のいずれかに該当する場合
 - ① 心臓・腎臓などの慢性疾患
 - ② 熱性けいれん、その他のけいれん性疾患、アレルギー性疾患などの薬
 - ③ アトピー性皮膚炎などの慢性皮膚疾患などの軟膏類
 - ④ その他医師が必要と認めたもの
- 3 必要に応じて診断書の提出をお願いする場合があります

保育園で薬をお預かりする時の注意事項

- 1 保護者の方から「薬・連絡票」を提出していただきます。「薬・連絡票」は港区の方針をご理解いただいた上で、なお保育園での与薬が必要と医師が判断されたものに限り、薬の内容が変更された時は再提出をしてください。
- 2 できるだけ「薬剤情報提供書」を一緒に提出してください。
- 3 主治医の処方したものに限り、また、保護者の方が既に何回か使用したことのあるものに限り、(市販薬は対応致しません)
- 4 薬は1回分ずつに分けて当日分のみ持参し、すべての薬袋・容器等に名前を記入してください。また、必ず保育園職員に直接手渡ししてください。
- 5 保育園での与薬が決定した場合、保育園職員の指示に従ってください。ご不明な点については、保育園看護師にご相談ください。

A 医師の意見書

(あて先)	保育園長	園児名
	病 名	
症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので 年 月 日 から登園可能と判断します。		
	年 月 日	
	医療機関	
	医師名	印又はサイ

保育園受取

年 月 日

印又はサイン

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐために、「医師の意見書」の提出をお願いしています。園児が登園可能かどうかの判断については、下記の感染しやすい期間を配慮し、保育園の集団生活が可能かどうかをご配慮くださいますようお願い致します。感染症が回復し登園できる日が決定した段階で「医師の意見書」の記入が可能となります。なお保健所から、流行阻止のために登園のめやすについて指示が出ている場合にはそれにより登園の可否判断をお願いします。

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
インフルエンザ A 型・B 型	症状が有る期間（発症前 2 4 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過してから
風しん	発しん出現の前の 7 日から後 7 日間くらい	発しんがきえてから
水痘（水ぼうそう）	発しんがでる 1 ～ 2 日前からかさぶたができるまで	すべての発しんがかさぶたになってから
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になってから
結核	喀痰の塗抹検査が陽性の間	医師により感染の恐れがないと認められてから
咽頭結膜熱（プール熱） アデノウイルス性咽頭炎	発熱、眼の充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎 （アデノウイルス 8 型等）	眼の充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため、症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了してから
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111 等 ベロトキシン産生大腸菌）	便中に菌を排泄している間	症状がおさまリ、かつ、抗菌薬による治療が終了し、4 8 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから
細菌性胃腸炎（サルモネラ・ キャンピロバクター・ベロト キシン非産生大腸菌）	便中に菌を排泄している間	症状がないか、下痢などの症状がおさまリ全身の状態が安定してから
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から 1 ～ 2 週間、便から数週間～数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認められてから
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認められてから
上記以外の感染症		

B 保護者記入による登園届け

(あて先)	保育園長	園児名
年	月	日
に 医療		
において		
病 名		
と診断されました。		
病状が回復し、集団生活に支障がなくなりましたので登園いたしま		
年 月		
保護者名		印又はサイン

保育園受取 年 月 日 印又はサイン

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぎ、子ども達が一日快適に生活できることが大切です。港区では厚生労働省のガイドラインにそって園児がよくかかる下記の感染症について「保護者記入による登園届」の提出をお願いしています。保育園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園してください。なお、保健所から流行阻止のために登園のめやすについて指示が出ている場合には、それに従ってください。

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	全身の状態が良く抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳がおさまっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症する前後	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(リンゴ病)	発しん出現前の1週間	全身の状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ・ロタ・腸管アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状がおさまり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発しん前急性期の数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症 ヒトメタニューモウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身の状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんがかさぶたになっていること
突発性発しん	発熱している間	解熱後1日以上経過し、機嫌が良く全身の状態が良いこと
伝染性膿痂疹 (とびひ)	乾燥していない発しんがある間	治療開始後、発しんが乾燥しているか、乾いていない部位がおおえる程度のものであること(かさぶたが乾いていない間は接触による感染力が認められる)
アタマジラミ	発症から数日間	駆除を開始していること
上記以外の感染症		

保育所におけるインフルエンザ感染時の登園基準について

平成 24 年 4 月より学校保健安全法施行規則が一部改正され（平成 24 年 4 月 1 日施行）「学校で予防すべき感染症およびその出席停止期間」に準じてインフルエンザの登園基準の算定方法が明確になりました。インフルエンザの感染の拡大防止のため、ご協力よろしくお願いいたします。

インフルエンザの登園基準は、

「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで」です。

ただし、病状により嘱託医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。

出席停止の日数の数え方について

「発症した後 5 日を経過するまで」の数え方

「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことを指します。

発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を第 1 日目と数え、5 日目までお休みをします。

「解熱した後 3 日を経過するまで」の数え方

解熱をした日は、日数に数えず、その翌日から 1 日目と数え、3 日目までの 3 日間をお休みします。

原則として 5 日間は登園不可									
	発症当日	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
〈例 1〉 発熱 2 日目に解熱	 発熱	 発熱	 解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	解熱後 3 日目	登園可能		
〈例 2〉 発熱 4 日目に解熱	 発熱	 発熱	 発熱	 発熱	 解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	解熱後 3 日目	

	発症当日	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
保 護 者	発熱・解	発熱・解熱	発熱・解熱	発熱・解熱	発熱・解熱	発熱・解熱	発熱・解熱	発熱・解熱	発熱・解熱
記入欄	熱 月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

※保護者の方は、上記のイラストを参考に、上段に発熱・解熱のどちらかに○を付け、下段に日付をご記入ください。

港区子ども家庭支援部 保育課 平成 31 年 2 月作成

23 利用者に対する保険・保障について

【加入保険の内容】

■園児傷害補償保険（一般社団法人日本こども育成協議会総合補償制度）

死亡・後遺障害の場合 100 万円／人

入院の場合 1,500 円／日（180 日以内）

通院の場合 1,000 円／日（90 日以内）

24 委託会社の概要

会社概要

◆受託事業者◆ 株式会社 アソシエ・インターナショナル

◆代 表 者◆ 代表取締役 須郷 達也

◆本社事務局◆ 〒153-0063 東京都目黒区目黒3-11-3 3階
TEL:03-3711-3900 FAX:03-3711-3901

◆設立年月日◆ 1991 年 4 月2日

◆事 業 目 的◆

日本の将来を担う子ども達の健全な成長を支えるため環境の整備に努め子ども達の心身の育成のための保育を実践します。また、保護者との密接な信頼関係を保ち、地域の次世代育成に積極的に貢献します。

◆企 業 理 念◆

アソシエがあるところ、
健康で文化的な子育てが守り抜かれ、
子どもたちの生命、人格、個性が尊重される。

アソシエがあるところ、
地域に応じた真に必要とされる
子育ての支援が提供され、地域ごと元気になる。

アソシエがあるところ、
人と人が心から信頼しあえる
つながりが生まれ、共に成長を分かち合う。

◆事 業 展 開◆

●保育園

アソシエ柿の木坂マミー保育園

アソシエ柿の木坂保育園

アソシエ下目黒保育園

アソシエ目黒おおとり保育園

アソシエナーサリー霞が関

港区青南保育室

港区第二青南保育室

港区白金三丁目保育室

港区三光保育室

アソシエふれあいの丘保育園

アソシエ学芸大学南保育園

アソシエ大橋保育園

アソシエ不動保育園

アソシエ油面公園保育園

アソシエ祐天寺西保育園

アソシエ学芸大学東保育園

アソシエ自由が丘保育園

アソシエ八雲ママン保育園

アソシエ都立大学保育園

アソシエ旗の台保育園

アソシエ住吉扇橋保育園

●一時預かり・子育て広場

あっぴい麻布

あっぴい新橋

あっぴい西麻布

あっぴい赤坂・みなと保育サポート

●学童保育クラブ・児童館

南学童保育クラブ

大岡山学童保育クラブ

宮前小学校内学童保育クラブ

不動児童館学童保育クラブ

不動児童館

子どもふれあいルーム

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を
願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに
満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つこと
もたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとと
もに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて
港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区